

令和5年度札幌市告示第3138号「モバイルルータ回線の提供業務」に係る質問・回答について

	質問	回答
1	<p>■項番 6 - (4)</p> <p>■仕様文言 提供する回線は、契約する回線ごとに下図の②～④の利用体系に沿って、通信実績等を基準に自動で切り替えができること。ただし、モバイルルータの充電状態の確認などのため、データ通信を目的とせずにモバイルルータのみを起動する場合があるが、その際に発生する微弱な通信は通信実績に含まないものとする。</p> <p>■質問 「②～④の利用体系に沿って、通信実績等を基準に自動で切り替えができること」と記載がございますが、②～④の単価を一律で同じ金額に設定する場合、金額は変動しない為、自動での切り替えは不要という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり、②～④の単価が一律の場合、利用体系の切り替えが発生しないため、自動での切り替えも不要となります。</p>